

液化石油ガスタンクローリ再検査基準の廃止について

液化石油ガスタンクローリ再検査基準（KHKS 0604）は、昭和50年、高圧ガス保安協会の自主基準として制定された。液化石油ガスタンクローリは、一定期間毎に再検査が行われるが、容器保安規則に具体的な検査基準が示されていなかったため関係者からの要望により制定されたものである。この基準は検査方法及び結果の判定等が示され、検査実施者の主観に極力依存されないよう配慮されたものであった。

標記基準は、制定以来、容器検査所は再検査の実施にあたって広く利用してきたが、平成16年「高圧ガスタンクローリ再検査基準」が改正され、液化石油ガスタンクローリを基準の適用範囲としたことから容器検査所は「高圧ガスタンクローリ再検査基準」によれば液化石油ガスのタンクローリも検査できることとなった。

技術基準作成基本方針において基準類は、制定、改正又は確認の日から5年以内に全体的な確認を行い改正等を行う必要があるが、本基準については以上のような状況にあるので本基準は廃止することとしたい。

規定項目	高圧ガスタンクローリ再検査基準条項
2.2 容器内残留ガスの処理	3.3残ガス処理
3.1 外観検査	4.3外部外観検査 4.4内部外観検査
3.3 事後措置	8.3露点測定
4.1 安全弁	6.2外観検査 6.4.3ばね式安全弁の性能試験
4.3 止め弁	7.9.2目視検査 7.9.5気密試験 7.9.6弁類の作動試験

液化石油ガスタンクローリ再検査基準 KHKS0604

規定項目	高圧ガスタンクローリ再検査基準 KHKS0150	備考
2 事前措置		
2.1 確認事項	—	
2.2 容器内残留ガスの処理	3.3 残ガス処理	
3 容器本体の再検査		
3.1 外観検査	4.3 外部外観検査 4.4 内部外観検査	
3.2 耐圧試験	4.6 耐圧試験	
3.3 事後措置	8.3 露点測定	
4 附属品検査		
4.1 安全弁	6.2 外観検査 6.4.3 ばね式安全弁の性能試験	
4.2 緊急しゃ断弁	6.2 外観検査 6.4.4 緊急しゃ断装置の性能試験	
4.3 止め弁	7.9.2 目視検査 7.9.5 気密試験 7.9.6 弁類の作動試験	
4.4 過流防止弁	6.2 外観検査	
4.5 圧力計	7.2.2 目視検査 7.2.3 精度検査	
4.6 温度計	7.3.2 目視検査 7.3.3 精度検査	
4.7 スリップチューブ式液面計	7.4.2.2 目視検査 7.4.2.3 気密試験 7.4.2.4 作動試験	
4.8 ホースカップリング	7.6.2 目視検査 7.6.3 寸法検査 7.6.4 肉厚測定 7.6.5 耐圧試験 7.6.6 気密試験 7.6.7 作動試験	
4.9 ポンプ	7.16.2 目視検査 7.16.3 肉厚測定 7.16.4 耐圧試験 7.16.5 気密試験 7.16.6 作動試験	
4.10 流量計	7.5.2 目視検査 7.5.3 肉厚測定 7.5.4 耐圧試験 7.5.5 気密試験 7.5.6 精度測定	
4.11 配管安全弁	7.9.7 ばね式安全弁の作動試験	
4.12 配管	7.10.2 目視検査 7.10.3 肉厚測定 7.10.4 耐圧試験 7.10.5 気密試験	
5 気密試験	5.4 気密試験	
6 塗装	—	
7 検査記録等	8.4 報告書の提出 検査様式	
8 引渡し時の措置	—	